



環境基本法 25 周年－生態学が果たした役割－

草刈 秀紀*

WWF ジャパン

25th Anniversary of the Basic Environmental Law-The Role of Ecology-

Hidenori Kusakari*

WWF Japan

日本の環境に関する基本的な法律は、環境基本法である。2018 年は、環境基本法が制定されて 25 周年であった。この 25 年の間に、様々な環境条約や環境に関する法律が制定された。1993 年には、生物多様性条約と気候変動枠組条約が締結され、環境基本法が制定された。1995 年に生物多様性国家戦略が制定され、以後 4 回見直しされた。1997 年に環境影響評価法が制定され、1999 年に鳥獣保護法が改正された。2002 年に自然再生推進法、2004 年に外来生物法と海洋汚染防止法、2007 年に海洋基本法、2008 年に生物多様性基本法が制定された。2009 年には、自然公園法と自然環境保全法が改定され、海岸漂着物処理推進法が制定された。2010 年に生物多様性保全活動促進法が制定され、2011 年に海洋生物多様性保全戦略が決定された。また国際的には、2018 年は生物多様性条約発効 25 周年であり、国際自然保護連合 IUCN が設立されて 70 周年となった。

このような背景を踏まえると、2020 年は、地球の生物多様性の保全に向けた節目の年と言える。読者の方々は、10 年前の出来事を覚えておられるだろうか。

環境白書、循環型社会白書および生物多様性白書には次のような記述がある。『2010 年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第 3 版 (GBO3)」で、生物多様性を構成する生態系、種、遺伝子のすべてについて、損失が継続していると評価しました。また、損失を引き起こしている直接的な要因として、生息地の損失と劣化、過剰利用と非持続的な利用、過剰な栄養素の蓄積による汚染、侵略的外来種、気候変動を挙げ、こ

れらによる影響は、継続あるいは増加しているとしました。さらに、このまま損失が続き、生態系が「ある臨界点 (a tipping point)」を超えると、生物多様性が劇的に損なわれ、それに伴い広範な生態系サービスが劣化する危険性が高いと警鐘を鳴らしました。その上で、人類が過去 1 万年にわたって依存してきた比較的安定した環境条件が来世紀以降も続くかどうかは、次の 10–20 年間の行動により決定づけられると指摘し、生物多様性の損失を引き起こしている要因を減らすため、緊急に取り組む必要があると世界に呼びかけました。』

2010 年は生物多様性という言葉の認知度が向上した年であるが、2011 年に東日本大震災が起り、急速に生物多様性ブームが過ぎ去り、生物多様性の主流化は忘れられつつある。

2020 年の節目は、1) 生物多様性条約第 10 回締約国会議で合意された愛知目標の達成年であり、2) 国連生物多様性の 10 年の最終年であり、3) IUCN の第 7 回世界自然保護会議が開催され、4) 持続可能な開発目標 SDGs の目標 14 (海の豊かさを守ろう) と 15 (陸の豊かさを守ろう) の達成年であり、そして 5) パリ協定の実行が始まる。このような国際的な動きの始まりに合わせて「環境基本法 25 周年－生態学が果たした役割－」と題して特集を組んだ。

今号では「カモシカの生態学と環境基本法における野生動物管理 (三浦慎悟)」と「海洋基本法と環境基本法 (白山義久)」の 2 題を掲載する。

*e-mail: kusakari-h@jcom.home.ne.jp